

## 常総市障害者等日常生活用具費支給等事業履行仕様書

### (趣旨)

第1条 本書は、常総市（以下、「市」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定及び常総市障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱（平成18年告示第73号）の規定並びに常総市障害者等日常生活用具事業者の登録に関する要綱（平成18年告示第87号）に基づき、日常生活用具の販売又は貸与を行う事業等の履行について必要な事項を定めるものとする。

### (日常生活用具の販売等)

第2条 市の発行する障害者等日常生活用具費支給券の交付を受けた障害者等（以下「支給対象障害者」という。）と日常生活用具の販売について契約を締結する場合は、支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とすること。

### (日常生活用具費の代理受領)

第3条 市は、支給対象障害者からの委任に基づき、日常生活用具費として支給対象障害者に支給されるべき額の限度において、支給対象障害者に代わり、事業者を支払うことができる。

2 販売に要した費用について、事業者は支給対象障害者に対し、領収証を交付しなければならない。

### (請求)

第4条 事業者は市に対して日常生活用具費を請求する場合、任意の様式の請求書に、代理受領に係る日常生活用具費支払請求書（兼請求及び代理受領に対する委任状）と日常生活用具費支給券を添えて請求すること。

2 市は、事業者から日常生活用具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

### (変更等の届出)

第5条 事業者は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに市に対し届け出なければならない。

### (登録の取り消し)

第6条 甲及び乙は、次の場合にはこの登録を取り消すことができる。

- (1) この誓約の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合。
- (2) 誓約条項に違反があった場合。

### (日常生活用具引き渡し後の瑕疵)

第7条 日常生活用具の引き渡し後、事業者の責に帰すべきものまたは初期不良等と認められる瑕疵があった場合は、無料で取替え、又は修理しなければならない。ただし、災害等

による毀損，支給対象障害者等の過失による破損，生理的又は病理的变化により生じた不適合，目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損あるいは不適合，または引渡し後9ヵ月を超えて生じた破損あるいは不適合の場合についてはこれを除く。

(不正利得の徴収等)

第8条 事業者が，偽りその他の不正の手段によって日常生活用具費の支給を受けたとき，または関係法令等の規定に違反したとき，市は，当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第9条 事業者はこの事業に関する帳簿及び関係書類を5か年間保存しなければならない。

(協議事項)

第10条 本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の取扱いについて，事業者は市に協議を求めることができる。